

春日井市少年自然の家管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市少年自然の家条例施行規則（昭和57年春日井市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、春日井市少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(利用の条件)

第2条 教育委員会は、少年自然の家の宿泊施設の利用の許可をするときは、次の条件を付することができる。

- (1) 利用責任者及び引率責任者が明確な団体であること。
- (2) 乳幼児が宿泊により少年自然の家を利用するときは、保護者（利用者の親族に限る。）を必要とすることとし、乳幼児が7名以上で利用するときは、乳幼児7名につき1名以上の引率者（20歳以上の者に限る。以下同じ。）を必要とすること。
- (3) 小中学生が宿泊により少年自然の家を利用するとき（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第2条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（以下「義務教育諸学校」という。）が教育活動の一環として行うものを除く。）は、小中学生15名につき1名以上の引率者又は保護者を必要とすること。
- (4) 高校生（15歳以上かつ18歳以下の未就学者を含む。）が宿泊により少年自然の家を利用するときは、引率者又は保護者を必要とすること（保護者の承諾書がある場合を除く。）。
- (5) その他教育委員会が必要と認める条件

(入所者の遵守事項)

第3条 規則第7条第4号に規定する管理上不適当な行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 施設内で飲酒すること。
- (2) 花火、爆竹その他危険な玩具を使用すること。
- (3) 宗教の布教活動を行うこと。
- (4) 政治活動を行うこと。
- (5) 営利を目的とした物品販売活動を行うこと。

(6) 利用者が参加者を募って行う行事で参加料等の授受を行うこと。

(7) その他教育委員会が不相当と認める行為

(入所時間等)

第4条 宿泊により少年自然の家を利用する者（以下「宿泊利用者」という。）は、当該利用する日の午後1時から午後5時まで（引率者又は団体の代表者にあつては、午後1時から午後4時30分まで）の間に入所しなければならない。

2 少年自然の家条例（昭和57年条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項に規定する少年自然の家の施設等のうち、次の各号に掲げるものの利用時間は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 食堂

ア 朝食 午前7時から午前9時まで（1月4日から3月31日まで及び11月1日から12月27日までにあつては、午前7時30分から午前9時まで）

イ 昼食 午前11時から午後1時まで

ウ 夕食 午後5時から午後7時まで

(2) 浴室 午後6時から午後9時30分まで

(3) シャワー 午後4時から午後5時まで（小学校の夏季休業日の期間（以下「夏季休業期間」という。）に限る。）

(4) 野外炊事場

ア 朝食 午前6時から午前8時30分まで

イ 昼食 午前10時から午後2時30分まで

ウ 夕食 午後3時から午後6時30分まで

(研修室等の利用)

第5条 利用者は、研修室（工作室を除く。）及びプレイホールを利用するときは、利用時間の区分を連続して利用することができる。

2 宿泊利用者（義務教育諸学校の教育活動の一環として利用するものに限る。）は、午後9時30分から翌日の午前8時30分までの間において会議室を宿泊利用することができる。

3 宿泊利用者は、宿泊施設4室につき談話室1室を宿泊利用することができる。

4 宿泊利用のうち、その者の身体の障がいにより宿泊施設での宿泊が困難な場合は、付添者と共に身障者室に宿泊することができる。

(プレイホール等の利用の制限)

第6条 利用者は、プレイホールを球技等に利用してはならない。

2 つどいの広場駐車場に駐車することができる車両の台数は、宿泊利用者にあつては1団体について2台まで、当日利用者(少年自然の家に宿泊しない利用者をいう。以下同じ。)にあつては1団体について1台とする。

3 夏季休業期間における営火場の使用については、30人以上の団体にあつては野外営火場を使用し、30人未満の団体にあつては第3営火場を使用するものとする。

4 野外炊事場の利用定員は、1炉につき8名とし、1団体で利用できる炉の数は、当該団体の人数を8で除して得た数(1未満の数は、切り上げる。)とする。ただし、教育機関が教育活動の一環として利用する場合を除く。

(携帯用コンロの使用)

第7条 宿泊利用者は、野外炊事場又はテントサイトのうち教育委員会が指定する場所において携帯用コンロを使用することができる。

2 当日利用者は、野外炊事場において携帯用コンロを使用することができる。この場合において、当該利用者は、野外炊事場の使用料を支払うものとする。

(施設利用の期間前予約)

第8条 規則第4条第2項ただし書の規定により受け付けることができる利用の申請は、次の行催事とする。

- (1) 市、教育委員会及び市が出資する法人が実施する行催事
- (2) 義務教育諸学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等学校、幼稚園及び保育園(以下「義務教育諸学校等」という。)が実施する行催事
- (3) 他の地方公共団体が実施する行催事
- (4) 前3号のほか、教育委員会が特に必要と認める行催事

(使用料の納付)

第9条 利用者が条例第8条第1項の使用料(以下「使用料」という。)を納付する方法は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 少年自然の家において直接納付する方法
- (2) 納入通知書により指定金融機関において納付する方法
- (3) 現金書留により少年自然の家に送付することにより納付する方法

2 条例第8条第1項ただし書の規定により市長が認める理由は、次のいずれかに該当

する場合とする。

- (1) 義務教育諸学校等が利用する場合
- (2) 他の地方公共団体が主催する事業において利用する場合
- (3) その他市長が特に認める場合
(使用料の減免)

第10条 条例第8条第2項の規定による使用料の減免の申請は、少年自然の家使用料減免申請書（第1号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

(使用料の還付基準)

第11条 条例第8条第3項第2号に規定する理由は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 台風の接近、暴風警報の発令、積雪等（以下「台風の接近等」という。）により教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 台風の接近等により施設利用者が少年自然の家の利用を取り消し、教育委員会が承認したとき。
- (3) 施設利用者の入所後に、台風の接近等があり、教育委員会が野外活動等の利用の中止を命じたとき又は施設利用者が野外活動等の利用を中止したとき。

2 前項第3号に該当する場合の使用料の還付は、利用しなかった野外活動等の使用料について行うものとする。

3 条例第8条第3項第3号に規定する理由は、宿泊利用者の人数が減少したときその他教育委員会が適当と認めるときとする。

4 条例第8条第3項の申請は、少年自然の家使用料還付申請書（第2号様式）を教育委員会に提出することにより行うものとする。

(警報発令時の措置)

第12条 施設利用者は、少年自然の家を利用している間に暴風警報等が発令されたときは、キャンプ場の利用、野外活動等を中止し、宿泊施設、研修施設又はプレイホールに退避するものとする。

2 前項の場合における使用料は無料とする。

3 暴風警報等が発令されている場合において、施設利用者が少年自然の家の利用を希望するときは、教育委員会はこれを受け入れるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 春日井市少年自然の家管理運営要綱の規定は、平成11年4月1日以降の使用の許可を受ける者に係るものから適用し、同日前の使用の許可を受ける者に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 春日井市少年自然の家管理・運営基準（昭和61年4月1日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市少年自然の家管理運営要綱の規定は、平成13年4月1日以後の利用の許可を受けるものから適用し、同日前の使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市少年自然の家管理運営要綱の規定は、平成18年4月1日以後の利用の許可を受けるものから適用し、同日前の使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市少年自然の家管理運営要綱の規定は、平成22年4月1日以後の利用の許可を受けるものから適用し、同日前の使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市少年自然の家管理運営要綱の規定は、平成28年4月1日以後の利用の許可を受ける者に係るものから適用し、同日前の使用の許可を受ける者に係るものについては、なお従前の例による。